

成年年齢の引き下げに伴う
成人式の対象年齢に関する
提言書

令和3年3月

守谷市社会教育委員の会議

目次

1	はじめに.....	- 1 -
1.1	背景.....	- 1 -
1.2	成人の日と成人式.....	- 2 -
2	提言.....	- 3 -
3	課題.....	- 5 -
3.1	民法上の成年年齢とのギャップを解消するために.....	- 5 -
3.2	飲酒や喫煙への懸念.....	- 5 -
4	さいごに.....	- 6 -
5	守谷市社会教育委員.....	- 7 -

1 はじめに

1.1 背景

平成 30 年 6 月に公布された民法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 59 号)により, 令和 4 年 4 月 1 日から民法(明治 29 年法律第 89 号)の定める成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなりました。成年年齢についての議論が成され, 民法が改正されるのはおよそ 140 年ぶりとなります。民法に先んじ改正された憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢に基づき行われた選挙において, 18 歳の若年者が投票を行ったことは, 記憶に新しいでしょう。

この民法改正により, 18 歳, 19 歳の若年者には様々な役割が与えられることとなります。契約を締結する判断能力を有する者と認められ, また親権に服さない者となることから, 親権者の下からの自立を求められます。

少子高齢化が叫ばれる中, 若年層の社会参画を後押しする意義でも, その影響は大きいと考えられます。

さて, その民法改正に伴い, 従来 20 歳を対象としてきた成人式についても, 対象年齢を引き下げるべきかの議論がなされています。

今年度の守谷市社会教育委員の会議は, 成年年齢が引き下げられてから初めての成人式となる「令和 5 年成人式」の対象年齢と, それ以降の在り方について, 近隣自治体の状況を注視するとともに, 令和 2 年 3 月に関係府省で構成する分科会が公表した報告書を基に協議しました。本提言書はその意見を集約したものとなります。

【参考1】

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、2022年4月1日時点で18歳以上20歳未満の方は、その日に成年に達することになります。

2004年4月2日以降生まれの方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。

生年月日別の新成人となる日

生年月日	成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

1.2 成人の日と成人式

現在、1月の第2月曜日である「成人の日」は昭和23年に議員立法によって制定され、昔の元服や裳着に代わるものとして設けられた祝日です。

成人の日は法によって「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められています。

成人式はおとな、すなわち成人となった者を対象として行われてきた式典です。

成人式の開催には法律による規定はなく、地域の実情に応じて各自治体が主催となり行われることが多く、時期や対象年齢も各自治体の裁量に任されています。

守谷市における成人式は、現状では民法の定める成年年齢である20歳を対象とし、例年、成人の日の前日に開催しています。

2 提言

高校進学率が98%を超える¹現在、18歳は学生であり、保護者の保護下にある者が多いと思われます。成人としての自覚はまだ薄く、またそれを認識することは難しいでしょう。

また、18歳を対象とした場合、大多数の対象者が進学や就職などの時期と重なることから、運営への協力が得難くなることや出席率の低下も考えられます。

20歳での開催であれば、大学生や社会人となり地元を離れた対象者が、地元の友人と集うきっかけになります。様々な環境にある同世代との交流は、成人としての自覚や社会活動への意欲、地域社会などに関心を向ける機会になると言えます。

既に文化として日本社会に根付いていると考えられる成人式の対象年齢は、必ずしも民法上の成年年齢と合致させる必要はないと考えます。

以上のことから、成人を迎える18歳に対しては、市長からお祝いメッセージや成年年齢引下げによる変更点について周知・啓発を行い、成人式は20歳を対象に開催することを提言します。

¹ [文部科学省, 2016]

【参考2】

民法が定める成年年齢には「一人で有効な契約をすることができる年齢」「父母の親権に服さなくなる年齢」の意味があります。

成年に達すると、親の同意を得なくても様々な契約ができたり、自らの意志で居住地や進路を決定できるようになります。

また、各種の資格取得等に必要な基準年齢とされているものは、18歳となります。

ただし、飲酒・喫煙や競馬等の公営競技に関する年齢制限は、健康面への影響や青少年保護の観点から、現状維持の20歳です。

成年年齢引き下げによる変更点

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none">◆親の同意がなくても契約できる<ul style="list-style-type: none">・携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードをつくる・一人暮らしの部屋を借りる など◆10年有効のパスポートを取得する◆公認会計士や司法書士, 医師免許, 薬剤師免許などの国家資格を取る◆女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ, 男女ともに18歳に。◆性同一障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる。 <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様, 「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none">◆飲酒をする◆喫煙をする◆公営競技(競馬, 競輪等)の投票券(馬券等)を買う。◆養子を迎える。◆大型, 中型自動車免許の取得

3 課題

3.1 民法上の成年年齢とのギャップを解消するために

成人式の対象年齢を 20 歳としたときに生じる問題が、民法上の成年年齢と対象年齢が合致しないことが挙げられます。

前項で必ずしもそれらを合致させる必要はないとしましたが、民法上の成年年齢が 18 歳である以上、「成人式」という名称はそぐわないでしょう。「はたちの集い」「成人を祝う会」「二十歳の会」などに名称を改めることが望ましいと考えます。

3.2 飲酒や喫煙への懸念

現状通り成人式の対象年齢を年度内に 20 歳を迎える者に設定しても、成人式に 20 歳と 19 歳の対象者が入り混じることとなります。そのため、成人式後に集まった場での 20 歳未満の者の飲酒や喫煙への懸念が生じます。

飲酒や喫煙については、日頃から学校や家庭の中で身体への危険性や法を教育していくべきだと考えます。

また、学校や家庭ではもちろん、当日の式典会場での啓発指導を行うことも有効であると考えられます。

4 さいごに

20歳になったら成人式という認識は既に深く浸透しています。成年年齢の引き下げと成人式の対象年齢は切り離して考え、令和5年以降の成人式は従来通り20歳を対象年齢として実施することが望ましいと考えます。

今後、社会や時代の流れは18歳成人となっていきます。諸外国では、日本で未成年とされ保護の下にある年齢のうちから、既に成人として認められ、様々な権利と義務が生まれています。これから18歳で成人を迎えることになる守谷の若者たちにも、同じように早い時期から成人としての自覚を持ってほしいと考えます。

次代を担う若者たちの門出を祝う成人式が素晴らしいものとなるよう願っています。

5 守谷市社会教育委員

任期:平成31年4月1日～令和4年3月31日

守谷市社会教育委員に関する条例第3条第1項社会教育の関係者

氏名	所属
根本 喜好	文化協会代表
堀込 安子	青少年育成団体代表
仁田 栄	スポーツ推進委員代表
仁平 興	高齢者団体代表
高橋 房子	郷州公民館運営協力員代表
櫻井 由美	高野公民館運営協力員代表
持田 憲治	北守谷公民館運営協力員代表
宇佐見 郁夫	公民館指定管理者代表
長谷川 登代	図書館関係団体代表

守谷市社会教育委員に関する条例第3条第1項学校教育の関係者

氏名	所属
小池 義寿	中学校代表
木下 悦郎	小学校代表

守谷市社会教育委員に関する条例第3条第2項家庭教育の向上に資する活動を行う者

氏名	所属
今泉 典子	PTA連絡協議会代表

守谷市社会教育委員に関する条例第3条第3項学識経験のある者

氏名	所属
持田 正彦	元教育行政関係者

公募

氏名	所属
北浦 洋佑	—
鳴澤 眞寿美	—